

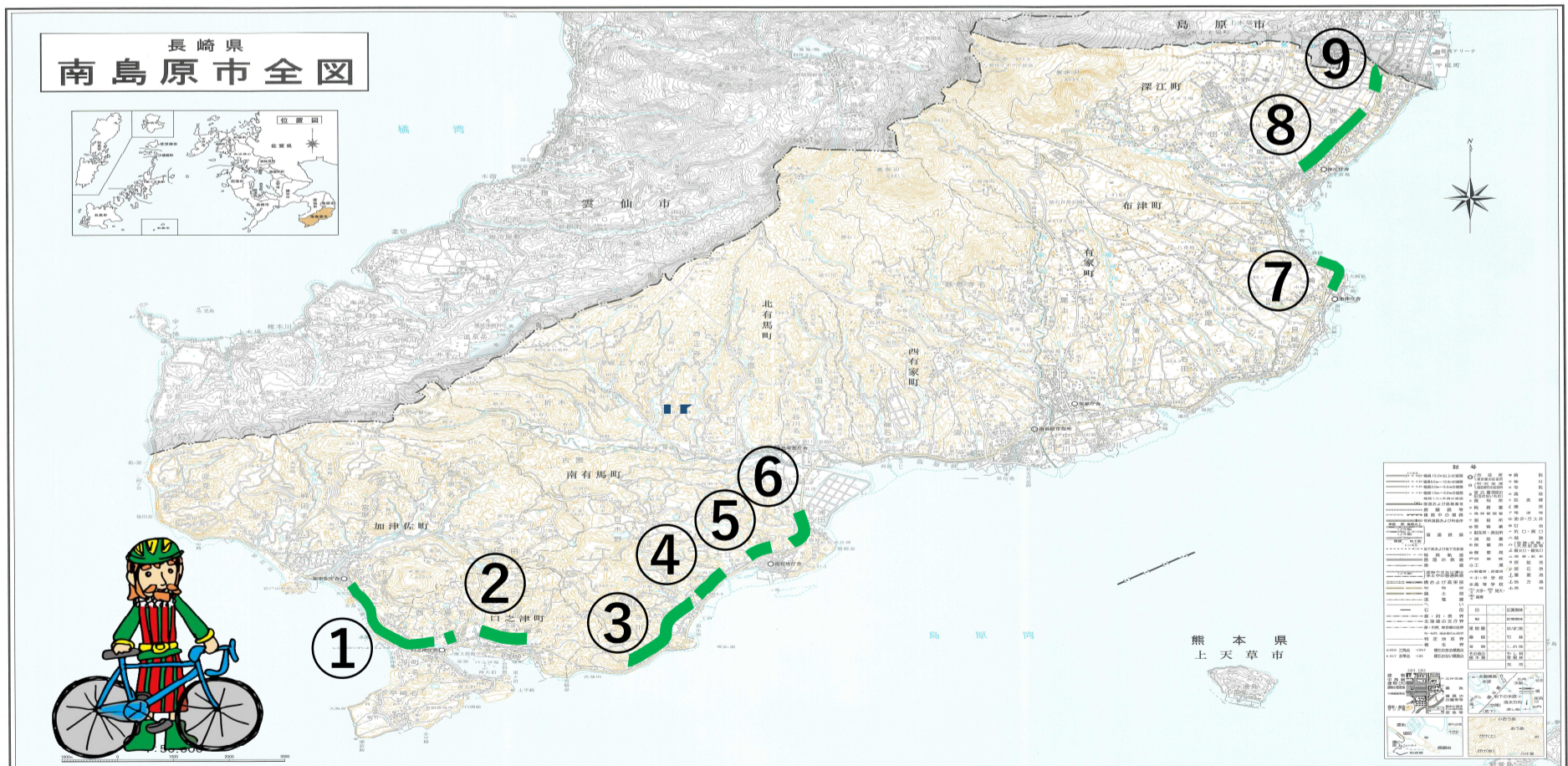
市道南島原自転車道線（自転車歩行者専用道路） 供用開始のお知らせ

市道南島原自転車道線（自転車歩行者専用道路）下記の区間を
令和5年4月1日に供用開始しました

供用開始区間(通行できる区間)の一覧

①	旧加津佐駅⇨旧白浜海水浴場前駅⇨口之津町唐人町、開田公園⇨市道岩田線	約	2.6 km
②	市道貝瀬線⇨市道辻山線（旧大屋駅）	約	0.6 km
③	南有馬町前菖蒲田⇨南有馬町下湯	約	2.0 km
④	南有馬町崎町⇨南有馬町露田	約	0.7 km
⑤	南有馬町砂原⇨市道南有馬田原線（JA南有馬支店）	約	0.4 km
⑥	南有馬町三崎付近（原城入口）⇨市道塘下線（多目的運動広場）	約	0.9 km
⑦	布津町（布津支所付近）⇨布津町下植松	約	0.7 km
⑧	旧深江駅⇨市道バラバラ松石札線（深江体育館横）⇨深江町中瀬野地区	約	1.6 km
⑨	市道石札与次山線⇨深江さくらパーク	約	0.6 km
		約	10.0 km

※ 旧駅舎、主な市道交差点の区間を通行できるように供用開始します。



交通ルールを守って、マナーを持って
レッツ！ スローサイクル&ウォーキング！

市道南島原自転車道線「自転車歩行者専用道路」とは？

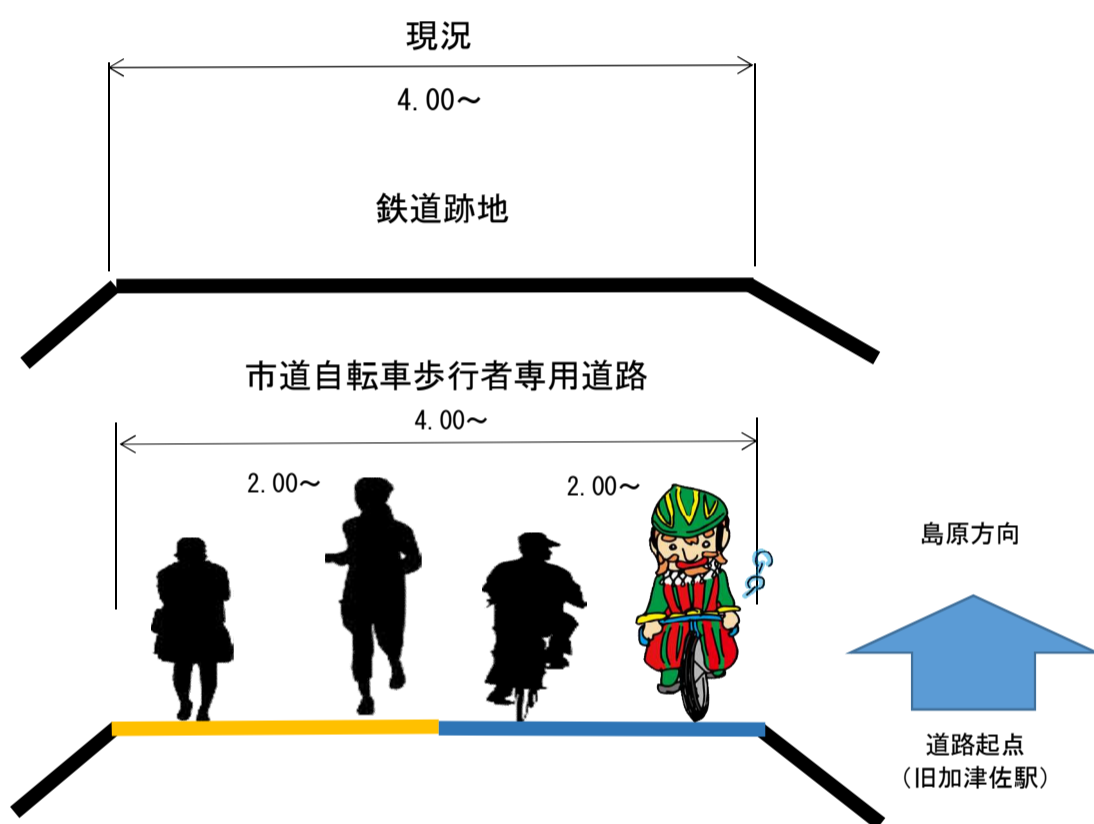
(1) 特徴

専ら自転車及び歩行者の一般通行の用に供する道路になります。
(道路法第48条の13第2項)
道路構造令第39条第5項に基づいた道路になります。

(2) 通行方法

市道南島原自転車道線の通行は、道路幅4メートルのなかで島原方向(上り)方向で、左側(山側)の2メートルが歩行者通行帯、右側(有明海側)の2メートルが自転車通行帯になります。

【通行イメージ】



【通行可能なもの】

- ① 歩行者 ○
- ② 普通自転車 ○
- ③ シニアカー ○
- ④ 車椅子 ○

【通行出来ないもの】

- ① 車両・原動機付自転車(原付バイク) ×
- ② スケートボード等の遊具 ×
- ③ キックボード ×



〔自転車運転の心得〕

1. 交通ルールを守ります！

- ① 運転する時は、ヘルメットを着用します。
- ② 交差点は、一旦停止して、左右の安全を確認します。
- ③ 並走運転、二人乗り運転をしません。
- ④ 夜間の運転では、ライトを点灯します。
- ⑤ 周りの状況を把握しながら、安全な運転を心掛けます。

2. 交通マナーに努めます！

- ① 譲り合う気持ちを持って、安全な通行を心掛けます。
- ② 他人が迷惑と感じるような、歩行、自転車の運転は行いません。

※ 自転車を運転する時は、ヘルメット着用が努力義務に改正されました。(R5.4.1改正)

「自転車歩行者専用道路」を利用しながら、

南島原市の「健康づくりポイント事業」や 長崎県の「ながさき健康づくりアプリ」に参加してみませんか！！